

化学物質の管理

化学物質の使用については、自然環境や生物、人体に悪影響を及ぼす可能性があることを留意しておかなくてはなりません。

当社は、2002年度に報告が義務化されたPRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握および管理の改善の促進に関する法律)施行以前の1997年から(社)日本経済団体連合会が実施する「PRTR調査」に参画し、全工場の化学物質の移動量と排出量を報告してきました。そして2007年には、独自の「化学物質ガイドライン」を策定し、管理レベルを3段階に分類。常に最新の知見で、適正に管理しています。



住まいづくりのすべての段階で、化学物質を適正に管理。
必要に応じて削減・排除する取り組みを進めています。

▶ 「化学物質ガイドライン」の運用と管理

▶ PRTR—工場で使用する化学物質の管理

▶ 有害物質漏えい対策方針

「化学物質ガイドライン」の運用と管理

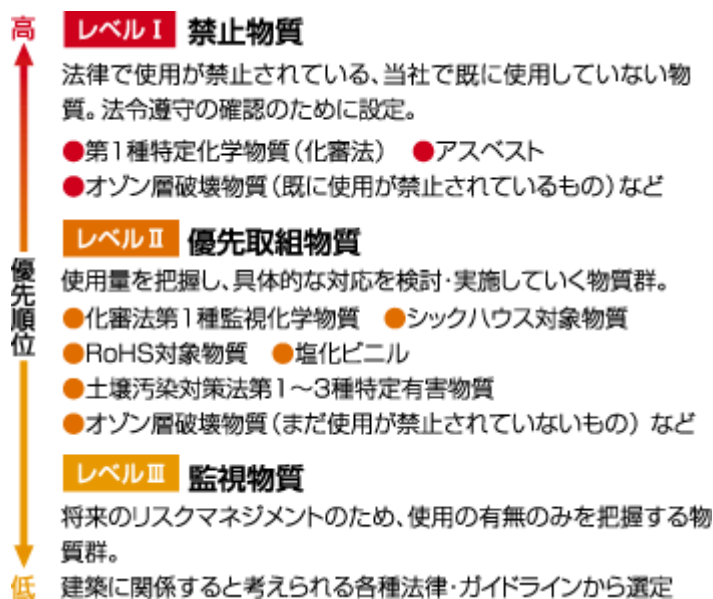
独自の「化学物質ガイドライン」を運用し、管理しています

化学物質は耐久性の向上などに役立つ反面、使い方を誤ると環境や生物に悪影響を及ぼすことがあります。当社では、住まいづくりのすべての段階でそうした化学物質を適正に管理し、必要に応じて段階的に削減・排除する取り組みを進めています。

当社は、法規制を遵守するとともに国や自治体、業界団体等で制定されたガイドラインに適切に対応してきましたが、2007年度、リスク管理の観点を加えた独自の「化学物質ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは膨大な数の化学物質を現実的な運用とのバランスを考慮し、下図のように3グループに分類しています。

● 化学物質の管理レベル



さらに2013年度については、レベルⅡにおける優先取組物質の内容を生活時の人体への曝露の視点から取り組み対象をさらに絞り込み、シックハウス症候群等原因物質など、より最新の知見による選定を優先していくなど弾力的で継続可能な内容にガイドラインに改訂していく予定です。

六価クロムに対する取り組み

2008年度に主な鋼材サプライヤーに対して、主に鋼材の防錆被膜に使用される六価クロムの使用状況をヒアリングしました。それを踏まえて継続的に代替え技術の可能性を継続して進めていますが、生活環境上の直接的なリスクは低いこと、性能評価に時間がかかることなどから、性能と経済面とのバランスも考慮しながら、長期的視点での検討を進めています。

塩化ビニールに対する取り組み

塩化ビニール自体の大きな問題点は難分解性、高蓄積性のダイオキシンの生成・排出ですが、ダイオキシンの生成・排出に関係するのは、廃塩ビ建材が焼却される時なので、施行現場ゼロエミッションなどの独自の再資源化体制構築や解体廃棄物の適正処理体制構築によるダイオキシン生成・排出の回避体制を確立した上で、その優れた耐久性、耐疲労性、難燃性を考慮、目的に応じた最適な利用をしています。

空気環境配慮仕様「エアキス」の普及

2007年からは千葉大学が推進する「ケミレスタウン[®]・プロジェクト」に参画し、シックハウス症候群の発症を予防する建物の研究開発および、その普及を目指しています。この研究成果を活かし、2009年11月から、空気環境配慮住宅「ケミケア」仕様を発売しました。さらに、2011年7月、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの放散速度を低減させ、厚生労働省の指針値の2分の1以下の濃度を実現する空気環境配慮仕様「エアキス」を発売。鉄骨戸建主力商品での普及に努めています。

PRTR—工場で使用する化学物質の管理

PRTR法対象物質の管理

当社は、1997年度から（社）日本経済団体連合会が実施する「PRTR調査」に参加し、全工場の化学物質の移動量と排出量を報告していました。2002年度からは、わが国でPRTR法※による報告が義務化され、法に基づいて年度ごとの届け出を行っています。

<2011年度の取り組み>

2011年度（2011年4月～2012年3月）に当社工場で使用したPRTR法対象物質のうち、報告義務のある物質の排出量と移動量は下表の通りです。

2011年度は外壁製造（バルバーン）の自社製造化によりフェノール ほう素及びその化合物などが増加また、排水処理の効率化に伴う塩化第二鉄の利用で、取扱量（水質浄化剤として使用した凝集剤）が増加しております。

今後とも高品質な製品を供給するべく、製造における、化学物質の適正な利用、排出量と移動量の把握と管理を推進してまいります。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律。これに政令で指定された一定の条件に合致する事業者は、指定された化学物質の排出量と廃棄量について、年1回の報告が義務付けられている。

※平成22年度（2010年度）PRTR届出対象物質〔第一種指定化学物質〕の見直しがされておりますが（354物質 → 462物質）集計年度と対象は法の指定に従った内容で集計しています。

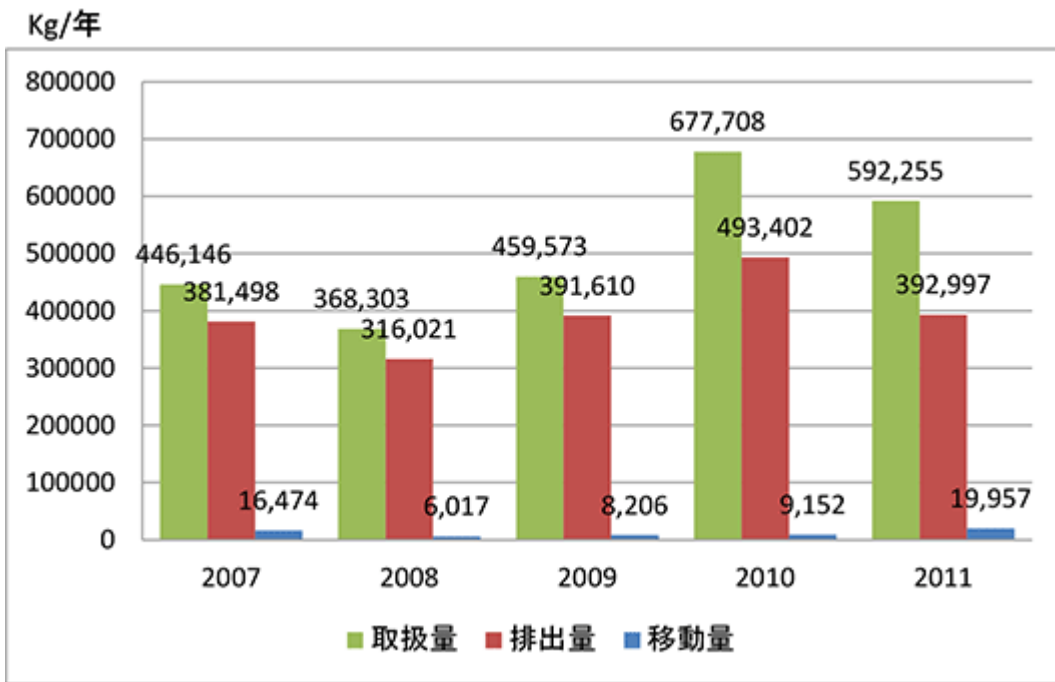
※本報告は行政報告に合わせて報告としておりますので、2013年報告書の記載内容は2011年（行政年度）の集計数値となります。

■PRTRデータ

2011年度データ（対象期間：2011.4～2012.3 単位：kg/年）

物質名（日本語正式名称）	取扱い量 (kg/ 年)	排出量				移動量	
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出	当該事業 所におけ る埋立処 分	下水道へ の移動	当該事業 所外への 移動（廃 棄物処 理）
亜鉛の水溶性化合物	10,140	0	2	0	0	0	1,393
エチルベンゼン	16,548	15,830	0	0	0	0	718
塩化第二鉄	106,781	0	0	0	0	0	0
キシレン	78,679	75,389	0	0	0	0	1,867
酢酸ビニル	1,732	1,007	0	0	0	0	0
有機スズ化合物	1,275	0	0	0	0	0	0
スチレン	2,698	2,698	0	0	0	0	0
1,2,4-トリメチルベンゼン	4,868	3,067	0	0	0	0	0
トルエン	318,374	293,251	0	0	0	0	8,653
フェノール	7,745	0	0	0	0	0	1,950
ほう素及びその化合物	10,549	0	1,284	0	0	0	1,893
マンガン及びその化合物	15,255	335	0	0	0	0	3,068
（その他）	96,291	76,810	50	0	0	0	2,282
合計	592,255	392,997	1,336	0	0	0	19,957

■ P R T R 対象物質取扱量・排出量・移動量（※2010年度から対象物質の変更有）

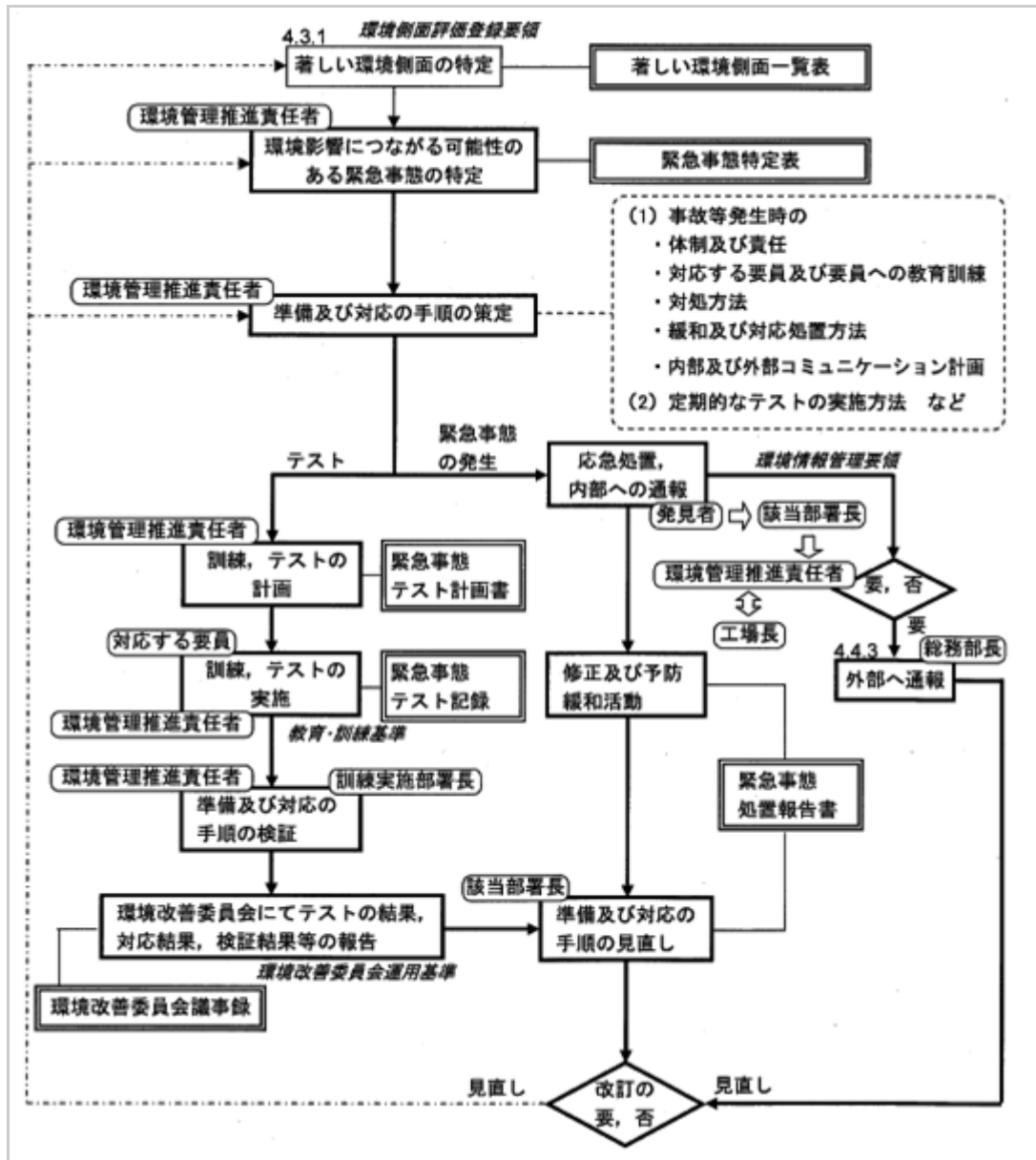


有害化学物質漏えい対策方針

有害化学物質の管理

当社工場では、有害化学物質の管理について、従来からの法に基づく確認に留まらず、ISO14001などのマネジメント体制の確立、環境影響につながる事故及び緊急事態の可能性を特定し、有害な環境影響を予防するか、又は影響の拡大を最小限にするための緩和処置を行う手順を定め、事故及び緊急事態への準備と対応の手順の年1回のテストや内部監査を通じ対応手順の有効性を維持しています。

今般、2012年6月1日に水質汚濁防止法の一部が改正施行（平成23年6月22日公布、平成24年6月1日施行）された事に応じて、改めて化学物質の管理体制をチェックし、全工場とも保管タンクなどの構造基準は満たしていることを確認しました。また、法改正に基づき改めて、使用方法に関する管理要綱の制定、点検方法に関する点検要綱の内容の見直しを実施し、特に改訂の必要はないことを確認しました。



化学物質の漏えい対策も含む事故及び緊急事態への準備と対応フロー



万が一の事態で防油堤を超えた場合を想定した訓練